

令和 8 年 9 月 24 日

安芸高田市議会
議長 石飛 慶久 様

議会改革特別委員会
委員長 秋田 雅朝

議会改革特別委員会報告書

本委員会は、本会議において付託された調査事項について、次のとおり決定したから、会議規則第 108 条の規定により報告します。

記

1 調査事項

議員定数及び議員報酬の在り方について（令和 7 年第 2 回定例会（令和 7 年 6 月 27 日）設置）

2 調査の経過・日程

別紙「調査の経過・日程」のとおり

3 調査の内容

（1）議員定数について

中間報告以降、「定数削減の方向」で委員間の議論がなされ、具体的には「2 名削減」と「3 名削減」の 2 案で意見の集約を図った。

本市では、合併以降、段階的に議員定数を削減しており、近年の財政状況や人口減少を踏まえ、多様な議会活動を維持・確保しつつも、市民アンケートの結果（定数「多いと思う」が約 5 割）を重視し、民意にこたえる必要があると判断した。

調査の過程では、市民アンケートを実施し、また今回初めて意見広聴会を開催して市民の意見を聴取した。アンケートでは定数 4 名削減、2 名削減という意見が多く、広聴会では 2 名削減という意見が多くみられた。

これらの市民意識を重く受け止め、本委員会では常任委員会の構成や議会の機能を維持するための最低限の人数について慎重に検討を重ねた。

3名削減についても、委員間の議論において複数委員会への所属や、議長が委員会から離れる場合を想定した際、より公平かつ円滑な議会運営が可能ではないかといった視点から積極的な検討が行われた。

しかし、議会が持つ本来の専門性や多様な人材を確保し、議会活動の急激な変化を避けるべきとの判断から、今回は「2名削減」が妥当であると結論付けた。人口の減少や、近隣市の状況、議員1人当たりの人口・面積などの指標も総合的に鑑みた結果、現在の最適解は「2名削減（定数14名）」であるという結論に至った。

（2）議員報酬について

議員報酬については、「増額」「一部増額」「現状維持」3つの意見から議論を深め、最終的には「増額」と「現状維持」の2案に絞り込んで議論を深めた。

増額を求める意見では、子育て世代や女性など、多様な人材に議会への参画を求めるためには、議員活動に専念できる報酬額が必要であるとする意見や、現在の物価高騰はこれからも続くことが見込まれるため、物価高に応じた報酬額の算定が必要であるとする意見、社会保障費の増大により可処分所得が減少しているなどの意見もあった。また、本市では合併以来、報酬の見直しを行っておらず、県内の多くの市町が増額を決定している社会情勢などから見ても今回見直しが必要であるなどの意見があった。

一方で、現状維持を求める意見では、常任委員長などの職責に対する役職報酬増には必要性を感じるものの、市民アンケートや意見広聴会での市民の声を重く受け止め、市民の理解を得るための情報発信力を強化するまでは報酬を上げることはできないという意見や、議員報酬は生活給ではなく、議員としての職責・活動・政策提言など、住民代表としての責任に対する対価として考えるべきであるので、市民が実際に議員の活動量を確認できる状況を作ったのちに、活動実態を踏まえて議論をするべきという意見があった。

議員報酬という極めて敏感な問題について、意見が分かれた状態で結論を急ぐべきではないという点において委員間で合意し、最終的には「現状維持」という結論に至った。

これまでの議論の中で、委員全員が「経済情勢の変化や今後のなり手不足を見据え、増額の可能性も含めて真剣に考えている」という点では、根底で一致している。その上でなぜ意見が分かれているかと言えば、「市民の皆様に100パーセント説明しきれだけの、客観的な根拠がまだ不足しているから」であった。

本委員会でも実施した市民アンケートでも「活動が見えない」「報酬が多い」という厳しい声が届いている現状があり、仮にこの状況のまま増額するという結論を出せば、市民からの信頼を失うことにもなりかねない。それは、本委員会の本意ではない。

今後は、より客観的な「原価方式」等での算出も視野に入れ、その前提として、各議員の具体的な活動記録を収集・分析するなど、誰もが納得できる客観的なデータを

揃えた上で、さらに議論を深めていく必要があるということをもって、現時点では「現状維持」という結論とした。

4 まとめ

議員定数及び議員報酬の見直しは、本市の財政状況、市民への影響、議会の役割の確保、地域の将来像等を総合的に判断し、適正な結論を導くべきである。

今回の委員会においては、定数については2名削減の14名、報酬については経済情勢等を踏まえた報酬額再検討の必要性を認識しつつも、市民の理解を得るための客観的データが不足していることから、現時点では現状維持とした。

今後、議員報酬について検討される際には、①他市の原価方式について事例精査を行うこと、②本市の議員活動記録の収集方法の設計、及びそれに基づく原価算出について、具体的な検討をされること、③政務活動費について本委員会では裁量がなく今回は議論ができなかったため、政務活動費も併せて検討されることを申し送り、本委員会のまとめとする。

2 調査の経過・日程（中間報告以降）

回次	開催日	主な協議内容等
第 11 回	令和 8 年 2 月 25 日	○中間報告についての協議を行った。
第 12 回	令和 8 年 3 月 4 日	○中間報告についての協議を行った。 ○定例会最終日（3 月 18 日）に、本会議で中間報告を行うこととした。
第 13 回	令和 8 年 4 月 20 日	○議員報酬及び議員定数について、各委員がそれぞれの意見を発言し、質疑応答を行った。 ○次回の委員会では、議員定数についてより掘り下げ、決定に近いところまで委員間で自由討議を行うこととし、議員報酬についてはそれぞれの意見の裏付けとなる考え方や根拠となる資料等を提示しながら議論を深めることとした。 ■議員定数について ・全員、定数を削減すべきとの意見であった。 ・削減後の定数について、13 名の案と 14 名の案があった。 ○13 名：1 名（益田） ○14 名：5 名（浅枝、佐々木、小松、熊高、秋田） ■議員報酬について ・現状維持 1 名、役職のみ増額 2 名、増額 3 名の意見があった。 ○益田 【現状維持】 市民アンケート・意見広聴会の結果から ○浅枝 【役職増額】 役職者の業務量から算定 正副議長、全ての正副委員長を増額 ○佐々木 【役職増額】 役職者の業務量から算定 正副議長、議運・常任委員長（1.1 倍） ○小松 【増額】 類似団体を根拠として算定 議長＋3 万円 副議長＋3.5 万円 議員＋4.5 万円 ○熊高 【増額】 消費者物価指数をもとに算定 議長＋3 万円 副議長＋2.5 万円 議員＋2.5 万円 ○秋田 【増額】 近隣市町の比較検討により一律増額
第 14 回	令和 8 年 5 月 12 日	○議員定数について、委員会での方向性を決定した。 ・各委員の合意形成を図った。 ・懸念されている委員会構成について、複数所属案などの解決策がいくつか提案された。 ・偶数 2 委員会での課題があることについては、今後、委員会構成を諮る協議の際に各自で提案する。 ■議員定数について【結論】 現在の議員定数を削減すべきとし、削減後の定数については 2 名減の「14 名」とすべきと決した。（全員一致）

		○議員報酬について議論を進め、今後の議論の方向性を確認した。 今後は、「増額」、「役職のみ増額」、「現状維持」の3案で議論を進めていく。 ○浅枝委員より、役職増額案の具体的な金額が示された。 ・月額報酬のみ役職増額 議長+7万円 副議長+6万円 監査委員+6万円 委員長+5万円 副委員長+4万円 ○次回は各委員から更に根拠資料を持ち寄り議論することとした。
第15回	令和8年6月3日	○前回に引き続き、議員報酬について議論を進めた。 ○浅枝委員より、新たな報酬案が提案された。 ・現役世代の報酬を増とする。以下を上乗せする。 国民年金分（年金受給者を除く） 国民健康保険分（議員報酬の部分の保険料） ・活動費を上乗せする。 市内：時給1,100円（最低賃金に合わせる） 市外：時給1,100円+交通費 ○小松委員は一律増で変更なし ○熊高副委員長は一律増で変更なし（追加資料あり） ○佐々木委員は役職増で変更なし ○益田委員は現状維持で変更なし ○秋田委員長は増額で変更なし（追加資料あり） ○次回は、引き続き議員報酬の中身について議論することとした。
第16回	令和8年6月12日	○前回に引き続き、議員報酬について議論を進めた。 ○議員活動の見える化について協議した。 ○次回の委員会では、増額か現状維持の2択で委員会としての方向性を決定することとした。
第17回	令和8年7月3日	○議員報酬について議論し、本委員会の結論を出した。 ■議員報酬については現状維持とする。 〔理由〕 ・現時点では市民への説明責任を果たせる客観的なデータが不足しており、更に議論を深めていく必要があるため。 ○次回からは報告書に記載する申し送り事項について議論を行うこととした。
第18回	令和8年7月15日	○議員報酬についての申し送り事項の協議を行った。 ■申し送り事項 ・原価方式について ・政務活動費について ※委員会報告書に申し送り事項として記載する。
第19回	令和8年8月10日	○最終報告について協議を行った。

第 20 回	令和 8 年 8 月 28 日	○最終報告について確認を行った。 ○原価方式に用いる活動量算定シートを検討した。
--------	-----------------	---

■原価方式に用いる活動量算定シート（例）

議員活動報告書（原価方式算定用）（例）

2026年 8月分

氏名：

【大分類ごとの集計結果】

大分類区分	説明	合計時間
議会公務	本会議・委員会などの公務活動	14
議員活動	住民相談・視察・調査研究・議会事前準備など	3.25
対象外活動	後援会・政党活動（原価算定から除外）	3.5
合計算定対象時間	※議会公務と議員活動の合計	17.25

【日別活動記録】

15分単位で記入

日付	大分類	小分類・具体的な活動内容	開始時間	終了時間	所要時間
8月1日	議会公務	本会議出席	9:00	12:00	3
8月1日	議員活動	住民からの道路補修に関する相談対応	14:00	15:30	1.5
8月2日	対象外活動	後援会幹部との打合せ	10:00	11:30	1.5
8月3日	議員活動	会派勉強会（少子化対策について）	9:00	10:00	1
8月3日	議員活動	道路補修について打ち合わせ	10:30	11:00	0.5
8月3日	議員活動	執行部との意見交換	11:00	11:15	0.25
8月4日	議会公務	本会議出席	10:00	16:00	6
8月7日	議会公務	産業厚生常任委員会	10:00	15:00	5
8月13日	対象外活動	政党大会出席	10:00	12:00	2
8月30日	議会公務	特別委員会			
8月1日					
8月2日					
8月3日					
8月4日					
8月5日					
8月6日					
8月7日					
8月8日					
8月9日					
8月10日					
8月11日					
8月12日					
8月13日					
8月14日					
8月15日					

※本様式は、原価方式による議員活動量の算定方法を検討するための一例として作成したものであり、活動区分、算定対象及び対象外とする活動の範囲等を確定するものではない。具体的な取扱いについては、今後の検討に委ねるものとする。